

大正セントラルテニスクラブ新宿

会員規約

第1条 (名称)

本クラブ (以下クラブという) は大正セントラルテニスクラブ新宿と称し、事務所を東京都豊島区高田三丁目2番3号 泰正株式会社内に置く。

第2条 (目的)

クラブは、前条の会社が東京都渋谷区本町一丁目5番14号において管理運営するテニスコート及びその付属施設 (以下あわせて施設という) を利用して、テニスの上達や心身の健康をサポートし会員相互の親睦を図るとともにテニスの普及、発展に寄与することを目的として設置し運営する。

第3条 (会員の義務)

会員は、円滑なクラブ運営のため、クラブの定める規約・利用規定等を遵守するものとする。

第4条 (会員の種類)

会員の種類と施設の利用内容は次の表の通りとする。

	会員の種類	施設の利用内容
個人会員 (期間: 1年間)	正会員	クラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
	正家族会員 (正会員の配偶者または正会員もしくは配偶者の2親等以内の12歳以上の家族)	正会員に準じてクラブの休日を除き施設を利用できる。
	平日会員	土日祝日及びクラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
	平日家族会員 (平日会員の配偶者または平日会員もしくは配偶者の2親等以内の12歳以上の家族)	平日会員に準じて土日祝日及びクラブの休日を除き施設を利用できる。
	平日モーニング会員	デイトタイムのうち土日祝日及びクラブの休を除いた、13:00までの時間に施設を利用できる。
	シニア正会員 (継続して10年以上個人会員として在籍された65歳以上の方)	正会員に準ずる。
	シニア正家族会員 シニア会員の配偶者またはシニア会員もしくは配偶者の2親等以内の家族であり、継続して10年以上個人会員として在籍された65歳以上の方)	正家族会員に準ずる。
	シニア平日会員 (継続して10年以上個人会員として在籍された65歳以上の方)	平日会員に準ずる。
個人短期会員 (期間: 1年間)	短期正会員	クラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
	短期正家族会員 (短期正会員の配偶者または短期正会員もしくは配偶者の2親等以内の12歳以上の家族)	短期正会員に準じてクラブの休日を除き施設を利用できる。
	短期平日会員	土日祝日及びクラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
法人会員	期間: 1年間	クラブの休日を除き、デイトタイムに施設を利用できる。
※デイトタイムの時間帯は細則に定める。		

第5条 (入会)

クラブに入会を希望する者 (12歳以上の個人又は法人) は、クラブの資格審査に合格した上で所定の手続きを行い、クラブが別に定める登録料及び会費を支払うことにより会員の資格を取得するものとする。なお、クラブは第16条第1号AからEに該当する者の入会を認めない。

第6条 (会員の期間)

会員たる期間 (以下会員期間という) は第4条に定める通りとする。

第7条 (登録料及び会費)

- 1) 会員は、入会の際、登録料をクラブに支払う。また、会員が会員種別の変更を希望した場合に変更後の会員種別の登録料が変更前の会員種別の登録料より高額であるときは、その差額を支払うものとする。クラブは、いったん払い込まれた登録料は理由のいかんを問わず返金しない。
- 2) 会費は月会費とし、会員は、会費を毎月クラブが指定した方法で指定した日に支払う。クラブは、第19条第2項に規定する場合を除き、理由のいかんを問わず会費を返金しない。
- 3) クラブは、その判断により登録料及び会費を変更することができる。
- 4) 会員が会員期間満了後も継続して在籍することを希望する場合は、会員期間満了までにクラブの定める手続きを行うものとする。

第8条 (会員資格の譲渡・貸与禁止)

会員資格は、他に譲渡、名義書換または貸与をすることはできない。

第9条 (変更事項の届出)

会員は氏名、住所、連絡先等、入会申込時に届け出た諸事項に変更があった場合は、速やかにクラブに届出なければならない。

第10条 (退会)

会員が退会する場合、原則として会員期間満了月の末日付で退会とし、同月15日までに所定の手続きを行う。

第11条 (休会)

個人会員に休会しなければならないやむを得ない事情が生じた場合は、クラブが別途定める休会に関する規定を適用する。

第12条(再入会)

クラブは、会員が退会后、再入会する場合、改めて登録料を申し受ける。

第13条(会員証)

- 1) 会員がクラブを利用するときは、クラブが発行した会員証をクラブフロントに提示するものとする。
- 2) 会員は、会員証を他人に譲渡又は貸与してはならず、その他その方法を問わず他人に使用させてはならない。
- 3) 会員は、会員証を盗難、その他の事故により紛失した場合は、クラブ所定の手続を行うものとする。

第14条(ビジター)

- 1) 会員は、会員以外の者をビジター(ゲスト)として原則として3名まで同伴することができる。この場合、ビジターの行為については会員が一切の責任を負うものとする。
- 2) ビジターの利用料金はクラブが別途定める。
- 3) クラブは、施設の利用状況その他の事情によりビジターの同伴を制限することがある。

第15条(資格の喪失)

会員は、次の一つに該当するときは資格を失う。

- 1) 死亡または除名。
- 2) 家族会員が資格要件である正会員との関係を失ったとき。

第16条(除名)

クラブは、会員が次のいずれかに該当するときは、会員を除名し又は利用継続を拒絶することができる。

- (1) 会員が、次のいずれかに該当したことが判明したとき。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等及びその構成員
 - F. その他AからEに準ずる者
- (2) 会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. クラブとの関係において脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてクラブの信用を毀損し、またはクラブの業務を妨害しもしくはクラブの秩序を乱す行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (3) 本規約又はクラブの諸規定に違反したとき。
- (4) その他会員としての品位を損なうと認められる非行のあったとき。

第17条(施設の利用)

- 1) 会員の施設利用時間及び利用方法については、別途細則及び利用心得に定めるものとする。
- 2) 会員は、施設利用については係員の指示に従うものとする。

第18条(クラブの休日及び利用の制限)

クラブの休日はクラブが別途定める。クラブは、施設の改修及び特別の行事、その他の事情により施設の全部又は一部の使用を制限することがある。

第19条(クラブの閉鎖)

- 1) クラブは、天災地変、社会経済情勢の変化、施設の廃止または使用目的の変更、クラブの経営状況の悪化、その他やむをえない事由が生じた場合、合理的な予告期間を置いてクラブを閉鎖することができる。
- 2) 前項の場合には、クラブは払込済の会費のうち未経過期間分の会費を日割り計算で会員に返金する。

第20条(免責)

クラブは、施設内で発生した盗難、負傷などの事故及び会員間のトラブルについて、その責任を負わない。

第21条(規定外事項)

本規約に定めていない事項、及びクラブの運営上必要な事項は、クラブが別に定める。

第22条(改定)

本規約及び細則、その他利用規程等については、クラブは必要に応じこれを改定することができる。

2011年11月1日改定

大正セントラルテニスクラブ新宿 会員規則細則

1. 営業時間

大正セントラルテニスクラブ新宿（以下クラブという）の営業時間は次の通りとする。

	デイタイム	ナイター
平日	9:00～18:00	18:00～21:00
土曜・日曜・祝日	8:00～18:00	18:00～21:00

2. 会員種別の変更

会員が年度途中で上位の会員種別への変更を希望する場合は、クラブ所定の手続きを行い、登録料及び会費の差額を精算することにより、その会員種別を変更することができる。但し、クラブは会員数等の事情から変更を断ることがある。

3. テニスコートの予約制

特定のテニスコートを予約制とする。予約料等は別途クラブが定める金額とする。

4. 駐車場の利用について

- (1) 駐車時間はクラブ利用時間とし、プレー前及びプレー後は利用できない。
- (2) 駐車場で生じた車の損傷、盗難、事故その他についてクラブは一切責任を負わない。
- (3) 駐車場内においては、クラブ係員の指示に従うものとする。
- (4) 満車のため駐車場に入場できない場合があることを、予め了承するものとする。

2011年11月1日改定

大正セントラルテニスクラブ新宿 個人会員の休会に関する規定

会員規約第11条(休会)に規定する休会しなければならないやむを得ない事情が生じた場合のみ、下記条件による休会が認められる。

1. 休会期間

月単位で会員期間満了までを限度とする。

2. 休会費

月会費の30%にあたる金額を毎月納めることにより、会員資格を留保する。

3. 支払い方法

月会費同様、指定口座からの自動振替とする。

4. 休会手続き

原則として月初から休会とし、前月の15日までに、休会届を提出するものとする。

5. 復会手続き

原則として月初から復会とし、前月の15日までに、復会届を提出するものとする。

6. 休会中のプレー

原則として認めない。

7. 家族会員

家族会員を伴う主たる会員が休会する場合、休会期間中の家族会員の資格及びその会費の変更はない。

8. 休会期間の延長

休会期間の延長は原則として認めない。会員が休会期間後も復会しない場合は、退会届を提出をするものとする。復会届が提出されず休会期間を満了した場合は退会したものとみなす。

2011年11月1日施行